

京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

I o T等技術人材活躍支援事業「専門家派遣」事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の委託を受けて実施するもので、中小企業者がIoT等を活用した生産性向上を推進するに当たっての様々な課題に対して専門家の派遣による支援を行うことにより、当該事業者の質の高い安定的な雇用の創出・拡大を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 財団は、IoT等を活用した生産性向上等による質の高い安定的な雇用に取り組む中小企業者の依頼に基づき専門家を派遣し、適切な助言等を行う。

2 専門家の派遣は、京都府内に事業所を有する中小企業者であって、財団が別に定める基準を満たす会社及び個人のうち、別紙に該当する者に対して行うものとする。

(支援対象企業の募集・審査・採択)

第3条 専門家の助言等を受けようとする中小企業者は、「専門家派遣支援 事業申請書」を提出するものとする。なお、申請書様式、募集については別に定めるものとする。

2 財団は、事業申請書の内容や申請者へのヒアリング、現地調査等をもとに、次の観点から総合的に審査・評価した上で、予算の範囲内で派遣の可否を決定する。

- ①生産性向上への寄与
- ②事業の実現性
- ③質の高い安定的な雇用の実現性

(事前調査の実施)

第4条 財団は、必要に応じて、専門家の派遣を申請した企業の現況及び支援要請の内容等について、関係機関の協力を得て事前にヒアリング等調査を実施し、支援対象企業選定の参考資料とするほか、派遣する専門家に対して情報提供を行うなど、助言等が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(派遣する専門家)

第5条 派遣する専門家の選任に当たっては、財団が関係機関等とのネットワークを活用し、支援内容に合致した専門家を推薦するほか、申請者の提案、希望等によることができる。

(専門家の派遣)

第6条 専門家の派遣は、助言等の案件毎に行うものとし、派遣時間は40時間、派遣に要する経費は60万円を限度とする。ただし、財団が特に必要と認めた場合は、その限りではない。

2 専門家の派遣に当たっては日程の調整を行うとともに、支援対象企業に対しては派遣実施通知を、専門家に対しては派遣依頼を文書により送付することとする。

3 専門家に対する旅費の額は財団の規定に基づくものとする。

(専門家の守秘義務)

第7条 財団が派遣する専門家は、派遣により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。また、情報の取り扱い等について、財団に誓約書を提出するものとする。

(報告書の提出)

第8条 支援対象企業及び専門家は、本事業終了後、速やかに「専門家派遣 事業実施報告書」(以

下「実施報告書」という。)をそれぞれ財団に提出するものとする。なお、報告書様式は別に定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 財団は、支援対象企業に対し支援に要した経費の3分の1(100円未満切り上げ)の負担を求めることとし、残り3分の2を財団が負担する。

2 財団は、支援終了後、支援対象企業及び専門家から提出のあった「実施報告書」を承認の上、企業負担額を支援対象企業に請求するものとする。

(事後評価)

第10条 財団は、専門家及び支援対象企業から提出された「実施報告書」により、支援の内容について評価を行うとともに、ヒアリング等により、随時、事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

第11条 財団は本事業による支援の効果が確認できた案件について、支援対象企業の了解を得て、インターネット等を活用して中小企業者に情報提供することにより、事業成果の普及に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙) 第2条関係

支援対象は、下記の業種で、質の高い安定的な雇用の創出に積極的に取り組む企業とする。

業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による。

製造関連業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

観光関連業種

※ 観光関連業種とは、下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

(例) 土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを提供する情報通信事業者など

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 60 その他の小売業 70 物品賃貸業 72 専門サービス業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業

建設関連業種

※ 建設関連業種とは、下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 74 技術サービス業（他に分類されないもの）